

## 登園届（新型コロナウイルス感染症）

（ ） 保育所・保育園・こども園長 殿

医療機関のゴム印

クラス \_\_\_\_\_ 児童氏名 \_\_\_\_\_

（      年      月      日）受診において、新型コロナウイルス感染症と診断されました。  
 『発症したあと5日を経過し』かつ『症状が軽快した後1日を経過していること』をみだし、  
 児童の健康が快復したため、（      年      月      日）より登園いたします。

≪登園停止期間早見表≫

		登園停止必須期間											
		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	
日付		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
朝の体温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
昼の体温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
夜の体温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
症状の有無 （あてはまる症状に○をしてください。）		発熱・呼吸器症状・ 発熱・呼吸器症状・ 発熱・呼吸器症状・ 発熱・呼吸器症状・ 発熱・呼吸器症状・ 発熱・呼吸器症状・ 発熱・呼吸器症状・ 発熱・呼吸器症状・ 発熱・呼吸器症状・ 発熱・呼吸器症状・ 発熱・呼吸器症状・ 発熱・呼吸器症状・ 発熱・呼吸器症状・											
		其他 [      ]    其他 [      ]    其他 [      ]    其他 [      ]    其他 [      ]    其他 [      ]    其他 [      ]    其他 [      ]    其他 [      ]    其他 [      ]    其他 [      ]    其他 [      ]											
例	発症後4日目までに症状が軽快した場合 →発症後6日目から登園可能	発症				症状軽快	症状軽快	登園可能					
	発症後5日目に症状が軽快した場合 →発症後7日目から登園可能	発症					症状軽快	症状軽快	登園可能				
	発症後6日目に症状が軽快した場合 →発症後8日目から登園可能	発症						症状軽快	症状軽快	登園可能			
	発症後7日目に症状が軽快した場合 →発症後9日目から登園可能	発症							症状軽快	症状軽快	登園可能		
	発症後8日目に症状が軽快した場合 →発症後10日目から登園可能	発症								症状軽快	症状軽快	登園可能	

- \* 保護者は1日3回以上体温測定を行い、体温及び症状の有無を上記の表に記入してください。  
 （一時的に解熱しても再び発熱することがあるので、登園可能日までは1日3回は測定し、必ず記入してください。）
- \* 『症状が軽快』とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳・鼻汁等）が改善傾向にあることを指します。発熱とは37.5℃以上のことをいいます。
- \* 登園停止期間は、学校保健法施行規則に規定する出席停止期間に準じています。

年      月      日  
 保護者氏名 \_\_\_\_\_